

集会施設等

- 1 施設名 東和泉青年館ほか 37 施設 } 後掲
- 2 指定管理者 東和泉区ほか 34 団体 }
- 3 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日(5 年間)
- 4 選定方法 非公募
- 5 非公募理由 集会施設等は設置されている地域の住民が専ら使用している施設であり、住民自治の観点からも、当該地域住民で組織されている団体が管理することにより、「地域社会における福祉の増進を図る」設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できるため。
- 6 選定経過
- | | |
|------------|-------------------|
| 募集要項の配布 | 平成 29 年 7 月 31 日 |
| 申請書類の提出受付 | 8 月 1 日～ 8 月 17 日 |
| 集会施設専門部会 | 8 月 25 日 |
| 指定管理者選定委員会 | 10 月 17 日 |
- 7 申請団体数 各施設につき1団体
- 8 審査方法 書類審査
- 9 審査結果

審査項目		審査区分	審査結果
経営に関する こと	①申請団体の経営状況	適・否	成田市公の施設指定 管理者選定委員会集会 施設専門部会の委員3名 による審査の結果、全て の施設の全ての審査項 目について適当と判断さ れた。
	②申請団体の事業実績	適・否	
	③安全管理についての基本方針	適・否	
	④公共性についての基本方針	適・否	
	⑤熱意や意欲	適・否	
関事業 する計 画に	①施設管理の計画、内容	適・否	
	②年間事業計画に関する理念、基本方針	適・否	
	③施設管理及び事業運営経費の収支計画	適・否	

10 審査講評

集会施設の運営方針及び事業計画について、選定基準に基づき審査を行った結果、申請のあった全ての団体は、指定管理者の候補者として適当であると判断した。審査の段階において、現在に至る管理実績が概ね適正であったこと、地域のコミュニティ活動の活性化に貢献できる運営が評価された。なお、今後も施設利用者の安全確保と利用者にとって快適な施設となるよう積極的に取り組むことを期待する。

11 議決年月日 平成 29 年 12 月 20 日

12 指定年月日 平成 30 年 1 月 17 日

1 施設名 ・ 2 指定管理者

施設名	指定管理者
東和泉青年館	東和泉区
下方青年館	下方区
大竹青年館	大竹区
新妻青年館	新妻区
松崎青年館	松崎区
台方青年館	台方区
北須賀青年館	北須賀区
小浮青年館	小浮区
高青年館	高区
四谷青年館	四谷区
名木西青年館	名木区
八代多目的研修集会施設	八代区
堀籠多目的集会施設	堀籠区
津富浦第二多目的集会施設	津富浦第二区
川栗地区区民館	川栗区
成田地区東部区民館	東町区
中台 1 丁目 2 番地自治会集会所	中台 1 丁目 2 番地自治会
小浮集会施設	小浮区
高岡集会施設	高岡区
青山集会施設	青山区
大和田集会施設	大和田区
小野集会施設	小野区
野馬込集会施設	野馬込区
御林集会施設	御林区
つつじヶ丘集会施設	つつじヶ丘区
鎌部集会施設	鎌部区
青山新田集会施設	青山新田区
猿山集会施設	猿山区
日豊団地集会施設	日豊団地区
高集会施設	高区
七沢集会施設	七沢区
成井集会施設	成井区
倉水集会施設	倉水区
外記林集会施設	外記林区
ビバランド集会施設	ビバランド区
名木集会施設	名木区
中里・冬父集会施設	中里区
芦ヶ場集会施設	芦ヶ場団地区